

「集団的自衛権行使」に反対です！

※そもそも「集団的自衛権」とは？

- ◆「自衛権」とは、自分の国が攻撃された時に反撃する権利のことで「個別的自衛権」と呼ばれます。
- ・これに対し、自国が攻撃されなくても、自国と密接な関係にある同盟国などが攻撃された場合にも「反撃」する権利を持つという考え方が作られ、これを「集団的自衛権」と呼びます。しかし、これは「他国防衛（他衛）」であり、決して「自衛」ではありません。
- ・つまり「集団的自衛権行使」は、自衛の名のもとに、結果的に「戦争を始める」ことなのです。

- ◆七月一日夕方、安倍内閣は臨時閣議で、他国への攻撃に自衛隊が反撃する「集団的自衛権の行使」を認めるために、憲法解釈変更の閣議決定を行いました。

- ・現憲法の下での歴代政権は、集団的自衛権の行使は「憲法上許されない」と判断してきたのに、今回の閣議決定は、それらを大転換させ、海外での武力行使を禁じた憲法第九条の趣旨の根本を読み替え、平和原則を崩す歴史的暴挙としか言いようがなく、到底許すことができません。

- ◆また本来は、こういう国の根幹姿勢に関わることこそ、国会で議論し、国民の賛否を問うてしかるべきものです。しかるに、安倍政権は、国民の反対が多いが故に、国会での議論を避け、身内の内閣で決定してしまったのです。

- ◆ただ、これですべて決定（出発）ではありません。この解釈改憲に基づいて多くの法律を準備せねばなりませんので、その成立にも様々な形で反対しようではありませんか。

※子どもや孫たちに、戦争させないために！

2014年7月13日(日) 第569回 憲法を守る平和行進